

スローガン

令和6年度全国安全週間
「危険に気づくあなたの日
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全」

本週間 7月1日から7月7日まで
準備期間 6月1日から30日まで



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com

2,300人早期復活を目指し

拡大は「仲間からの紹介」

4月～5月の組織拡大運動にご協力ありがとうございました。

21名の仲間が新たに組合に加入しました。

組合員の皆さんには日頃より組織拡大運動ならびに組合諸活動にご協力頂き、厚く御礼を申し上げます。各支部では工夫を凝らし、現場訪問行動では組合パンフやティッシュの配布、中建保険証更新会や労災更新手続きの機会を通じての声かけなどを実践してきました。各支部は秋に目標を打ち立て、新規加入者100名の目標達成に向け、支部役員・分会長・班長さんはじめ組合員皆さんの意欲と決意により拡大行動に取り組みました。

そうした地道な活動により4月から5月における新規加入者数は21名で、昨秋からの新規加入者数も60名となり、10月末までに100名の新規加入者目標達成に向け一丸となり取り組んでいきます。

新規加入者の動機として最近増えているのが、住販メーカーやゼネコン企業から労災保険特別加入を求められるケースが多くなっており、その要因から各支部より「一人親方労災を目的とした新規加入が多くなっている」との報告も寄せられています。

本部事務局では行動週間に宣伝カーを走らせ現場訪問行動を実施し、職人さんや現場監督に組合パンフを手渡し組合啓発に努めました。地道な声掛け運動が必ず実を結ぶことを信じ、今後も足を運んで行かなければなりません。

建設業就業者の大多数は組合に未加入です。あなたの周囲に組合に入っていない人はきつといるはずです。何よりもほとんどの新加入者は、仲間からの紹介による組合加入です。「仲間からの紹介」こそ、組織をさらに大きく強くしていく一番確かな道であり、要求実現へと繋がります。

皆さんのご協力を頂きながら、一人でも多くの仲間の拡大に向け、早期2300人復活を目指します。



生駒支部の役員さん、奈良青協からも連帯協力



来店した建築職人さんに声掛けをして説明

コーナンPRO三条大路店で 第二弾の組合宣伝

2回目の組合宣伝行動として、5月14日(火)の朝8時から9時までコーナンプロ三条大路店において、生駒支部より瀧口支部長、有山副支部長、そして増田青協副議長の協力を頂いて組合宣伝行動を実施しました。

現場で使用する資材を購入するために来店された建築職人の方、職人風の方たちにも声を掛けて約50人の方に組合パンフやティッシュを手渡し

瀧口支部長は生駒市内の建築業者の方に「労災や健康保険を取り扱っています。支部事務所は警察署前にあつて事務員も居りますので何かあれば問合せ下さい」と説明をしていました。有山さんは二

号館前で合板等を購入された建築業者にパンフを手渡ししていました。青協の増田さんは顔見知りの業者さんに声掛けをし、中建国保に関心があるということで説明をし、是非、組合加入をとお願ひされていました。

建築組合を知ってもらう上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。配布した宣伝物を現場等で使用してもらうことにより組合の名が広まれば良いなとも思っています。

一人一人の力は弱くても、その力を集めて組合が大きくなることで、国や地方自治体は要求に耳を傾けます。建築労働者・職人の結集を大きくすることで諸要求を実現し、仕事と暮らしを守ってきた歴史があります。「数は力」です。

国交省通達 簡易な屋根・外壁の改修は確認申請不要

国交省住宅局は、2月8日「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」を発出しました。(下図参照) の中で、屋根ふき材のみの改修やカバー工法による改修、外壁の外装材のみの改修、外壁の内側からの断熱改修などは、大規模な修繕や模様替えに当たらず、確認申請は不要と明記しました。

一方、外装材の改修時に外壁全体を改修する場合は確認申請が必要としています。

こうした判断基準が示されたことは重要ですが、カバー工法による重量増に対する構造の安全性や防災規制等の適合性など課題も山積みです。完了検査を受けていない建物をリノベする際の手続きの合理化、遡及適用の考え方の整理などたくさんあります。

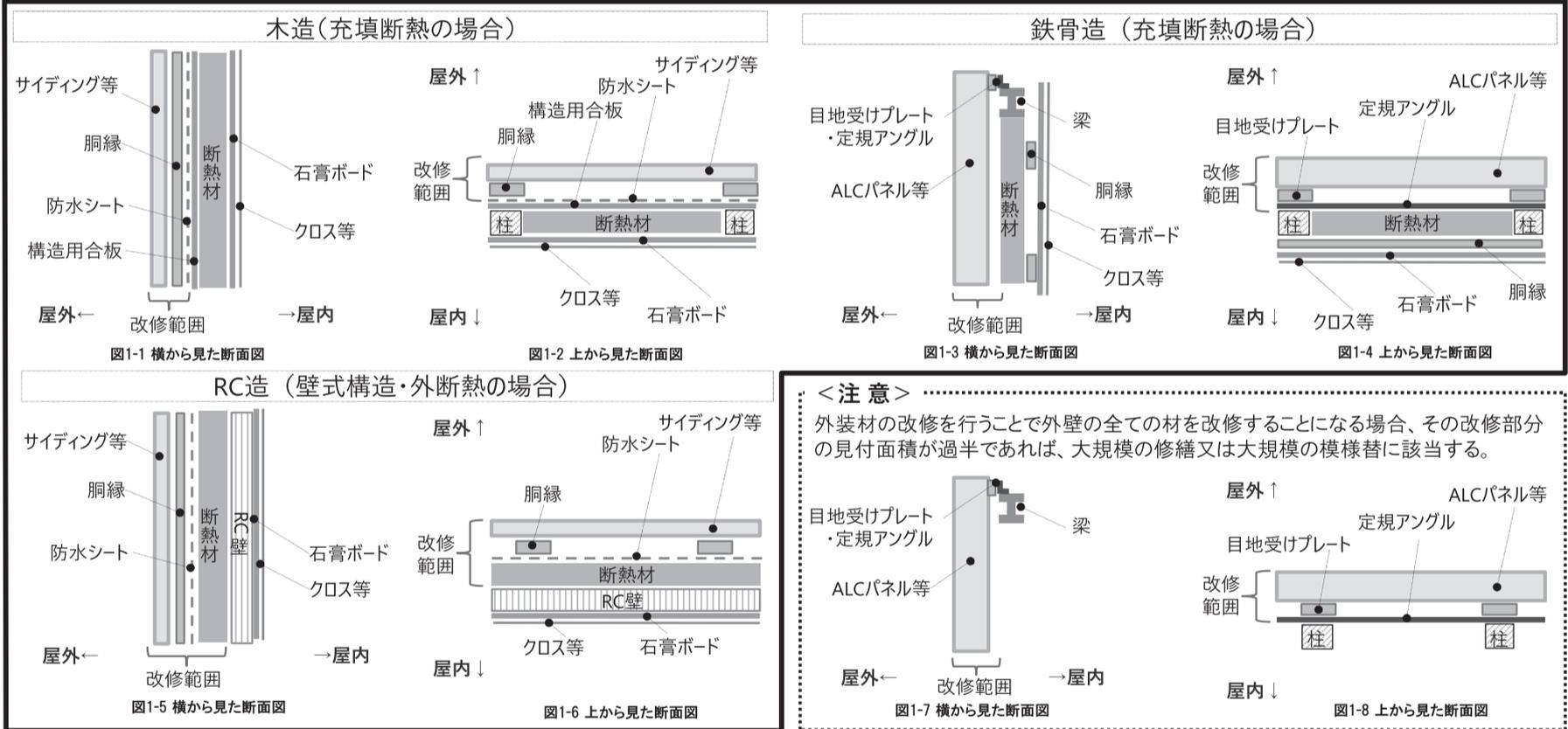
全建総連では、関係団体とも連携して国交省住宅局と定期的に意見交換して、リフォーム市場の混乱と停滞を防止するための対策を全力で求めています。

1. 外壁の改修

- 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
- 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例 (あくまでも例であり、実情に応じて判断すること)

① 外壁の外装材のみの改修等



熱中症にご注意を こまめな水分・塩分補給と十分な休憩を

熱中症が発生しやすい季節になりました。建設現場は高温多湿な現場で作業することも多く、特に熱中症を生じやすい労働環境にありますので、正しい知識と適切な応急処置が必要です。次のような症状が出た場合、熱中症を疑ってください。

- ①軽度の症状 (現場での応急処置で対応できる) めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない
- ②中程度の症状 (病院への搬送が必要) 頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感)、虚脱感
- ③重度の症状 (入院して集中治療の必要性がある) 意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対して返事がおかしい、まっすぐに歩行・走行できない

熱中症が疑われたとき

死に直面した緊急事態であることを、まず認識しなければなりません。重症の場合は救急隊を呼ぶことと同時に、現場ですぐに体を冷やすことが大事です。

- ①涼しい環境への避難
風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。
- ②脱衣と冷却
衣服を脱がせて、体から熱の放射を助けます。皮膚に水を掛けて、うちわや扇風機等で扇ぎ、体を冷やします。体温の冷却は出来るだけ早く行う必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げる事ができるかにかかっています。
- ③水分・塩分の補給
冷たい飲み物を飲ませます。冷たい飲み物は、胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなどが最適ですが、食塩水 (1ℓに1~2グラムの食塩を入れたもの) でもよいです。呼びかけや刺激に対する反応がおかしいなど意識障害がある場合には、経口から飲ませることは危険です。
- ④医療機関へ運ぶ
自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送しましょう。

組合の中建国保は、

17,500円以上

の医療費が返ってきます。

他の組合にはない大きなメリットがあります。

新聞紙上やダイレクトメールで「建設連合・奈良県建設組合」の建設国保について目にすることがありますが、中建国保の魅力と比較していただければ、中建国保の給付等の充実面がよくわかります。

安心ひろがる現金給付

償還金制度

■組合員の自己負担が1ヵ月17,500円を超えたとき（償還金）
70歳未満の組合員を対象に、医療費の自己負担がひとつの病院・診療所で1ヶ月17,500円を超えたときは、超えた額を償還金として支給します。

対象となるのは、①入院、②通院、③歯科、④調剤、⑤訪問看護療養費、⑥療養費です。

ただし、組合員と家族の合算による高額療養費が支給される場合は支給対象とならないことがあります。

※加入した月から3ヶ月が経過してない時は支給されません。



現金給付

■傷病手当金（組合員が病気などで連続して5日以上仕事を休んだ時）
組合員が入院、入院外に関わらずお医者さんから仕事を休むように言われたとき、休業が連続して5日以上であれば、休業1日目から1日につき、入院の場合は8,000円（日額）が支給。

※種別に関係ありません。

入院外の場合は種別に応じ、4,000円から2,000円の範囲で支給されます。

また、初回の支給開始から3年が経過すれば、ふたたび入院・入院外それぞれ50日まで支給を受けることができます。



◎詳しくは組合本部や中建国保HPや便利帳を再度ご確認ください。

※建設連合には償還金制度はなく、傷病手当金も入院のみで一律5,000円のみ。

※傷病手当金は市町村国保にはない制度です。

組合員さん限定！ **コーナンPRO**

コーナンPROと建築組合の提携がスタート。

近畿二府四県で3%割引

昨年6月1日より、お買い物の際、レジで組合カードを提示することで、3%の割引が受けられるようになりました。現金&クレジットカードどちらも可。

早朝から営業していることで、プロ向けの住宅建材・用品を専門に扱う同店は120店舗が営業していますが、今回の奈良県建築組合との業務提携で3%の割引が受けられるのは関西エリアの店舗となります。

提携店舗は、近畿2府4県のコーナンPRO・WORK&TOOL全店となりますが、「ホームセンターコーナン」及び「コーナンドイト」店舗は対象外ですのでご注意ください。



※組合カードは各支部を通じてお渡しさせて頂いています。



組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎ 工事中・後の施主との工事代金不払い
- ◎ 竣工後の施工面のクレーム
- ◎ 元請や業者間との賃金不払い
- ◎ 手形や小切手の取引の問題
- ◎ 債権回収の相談
- ◎ 従業員の賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談ください。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。

- ・まずは組合本部へご連絡ください。
 - ・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添えください。
- 奈良総合法律事務所 0744-23-8611

組合に集まる仲間を増やして不況打開へ！ ~組合未加入の方を 紹介してください~

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう！

私たちの切実な要求の実現には「数の力」（組合力）がカギをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」~多くの仲間の協力が必要です！

仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ！

建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。



中建国保加入者の方へ

交通事故のとき!



交通事故で受けたケガなどの治療費は、自身の過失を除き、本来は加害者が負担すべきものです。中建国保の保険証で治療を受けても、中建国保は加害者にかわって一時治療費を立て替えるだけです。

- 交通事故で中建国保の保険証を使う場合は、支部・出張所に連絡しましょう。(第三者行為の届出が必要です)

仕事中のケガは労災保険で!

仕事中のケガ、仕事の原因でおきた病気、通勤途中でおきた事故は労災保険で治療を受けるのが原則です。中建国保の保険証は使用せず、お医者さんの窓口で「仕事中のケガです」とはっきり言い、労災保険から給付を受ける手続きをしましょう。



中建国保の保険証で治療したとき

- 仕事や通勤途中のケガは労災保険で治療しましょう。
- 仕事中のケガなどで中建国保の保険証を使う場合は、支部・出張所に届出ましょう。

～労災保険の特別加入～

一人親方労災の加入範囲 年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などを行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが“100人工未満”となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。あくまでもその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性があります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援(職人)として働く場合や、事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労災ではなく、元請労災を使用することになります。労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を!

一人親方労災に加入している人が“元請”をした場合に、本人がケガした場合は一人親方労災を使用しますが、臨時の応援(職人)を頼んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災ではこれらの人に補償を行うことができません。一括有期労災に加入する必要があります。

③ 親子(同居家族)で仕事をしている場合は、個々に一人親方労災保険に加入しないと労災保険は適用されません。

中小事業主特別加入労災とは

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入しなければなりません。その事業主本人や同居の親族(法人は取締役等)は、事業主(家族)特別加入することで、労災補償を受けることになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

- 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のため全部労働不能であることが支給条件です。全部労働不能とは、入院しているか又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態等をいいます。
- 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の対象となります。

仲間や建築現場の紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者100名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。

現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いします。組合事業内容として中建国保、労災保険、税金申告、建設業許可など

の相談を詳しくご説明させていただきます。

ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。

皆さんによる「未加入者の掘り出し」と「声かけ」が最大の力となります。

※紹介者にはクオカード(500円券)を進呈させていただきます。

仲間の声を機関紙に

みなさんからの投稿記事をお待ちしております。



出産祝い金制度

青年組合員さん 交付申請を忘れずに

組合では青年組合員の皆さんのお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、平成20年から出産祝い金を給付しています。

給付を受けられる方は、対象児の出生日前、1年以上引き続き組合に在籍していること。

組合費及びその他の義務負担金を滞納していないことが必要条件です。

支給額は、1人につき2万円です

申請手続きや必要書類については、所属支部や組合本部までお問合せ下さい。

※申請期限は、対象児の出生の日の翌日から2年以内にご提出ください。

奈良	135
生駒	180
山添	30
都祁	18
郡山	59
斑鳩	44
天理	163
東宇陀	17
田原本	73
北葛	293
桜井	123
香芝	105
宇陀	130
橿原	489
菟田野	41
東吉野	20
御所	82
吉野	51
中吉野	66
五条	97
川上	11
西吉野	7
天川	2
十津川	15
下北山	3
合計	2254

『先月より8名減』

組合員 2、254名
支部組織人員(令和6年5月20日現在)

ようこそ 組合の仲間へ

令和6年5月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
生駒	井出 和弘	48	石材加工	池田 浩二
北葛	土屋 英樹	61	水道工事	大内 浩
北葛	西田 公彦	44	内装工	金井 功至
桜井	北浦 穰	30	大工	北浦 秀樹
橿原	弓場 正登	42	水道設備	浅岡 政則

心からご冥福をお祈りいたします

亡くなられた仲間

令和6年4月死亡

桜井支部 中西 義一氏 左官 (92歳)

令和6年5月死亡

橿原支部 向 岩雄氏 大工 (92歳)

郡山支部 中沢 卓也氏 左官 (82歳)

申込みは労働基準協会並びに建築防奈良県支部までお問合せ下さい。
基準協会や防災ホームページでも確認できます。

- ◎ 建設業労働災害防止協会主催
問合せ先 0742-222-3345
- 足場の組立て等作業主任者技能講習
学科 9月11日～12日
- 石綿作業主任者技能講習
学科 6月25日～26日
- 学科 令和7年1月28日～29日
- 建築物石綿含有建材調査者講習
学科 9月18日～19日
- フルハーネス型安全帯使用特別教育
学科 11月6日
- 足場の組立て等業務に係る特別教育
学科 11月21日
- 有機溶剤作業主任者技能講習
学科 7月18日～19日
- フルハーネス型安全帯使用特別教育
学科 6月21日
- ◎ 奈良県労働基準協会主催
問合せ先 0742-361-2040
- 玉掛け技能講習
学科 6月17日～18日(組本) 実技 6月19日
学科 7月11日～12日(組本) 実技 7月16日
- 建築物石綿含有建材調査者講習
学科 7月9日～10日

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や防災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。
※(組本)は組合本部が会場

情報コーナー

飛鳥川遊歩道を 清掃奉仕&BBQ

4月21日(日) 小雨の降る中、飛鳥川遊歩道と組合本部周辺の草刈りと桜の花びら掃除を朝9時より総勢20名で開催しました。

橿原支部青年部による清掃奉仕活動ですが、当日は五條・天理・奈良・香芝の各支部青年部員が応援に駆けつけていただき約2時間の清掃活動となりました。飛鳥川遊歩道に舞い散った桜の花びらが散らばり、25袋にもなるゴミを収集することができました。

参加された皆さんは貴重な休みをボランティア活動にあてて頂き、誠にありがとうございました。おつかれさまでした。

そして終了後は橿原支部主催のBBQを開催し、これからの青年



清掃活動に参加されたみなさん

部活動や組合活動について有意義な意見交換もできました。このような場を次年度も継続できるように頑張りたいです。
(本部青年部担当 加藤書記)



今月の労災事故件数

(令和6年4月21日～
令和6年5月20日まで)

一人親方3件／一括有期2件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	1	1	0	2
2. 転倒	1	0	0	1
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	1	0	1
5. 切れ・擦れ	0	0	0	0
6. 踏み抜き	1	0	0	1
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合計	3	2	0	5

組織拡大行動

桜井支部

4月23日の午後から組織拡大行動を実施しました。今回は組合本部より大井書記の手伝いをお願いし、支部からは福嶋支部長・笠谷副支部長・吉野書記長の参加で街宣車に乗り込み、市内の現場を加入パンフレットとティッシュを持って現場を訪問しました。

1ヶ所目の建売現場は支部会館のすぐ傍にあり、「組合加入していただけますか？」と声掛けをしたところ、「組合に入っているよ」と言うことで未加入者の紹介をお願いしました。次の現場は建売5棟が立ち並ぶ宅地開発現場で、大工職人さんに組合加入の案内をしました。他の4棟は大阪から



建売現場を訪問し組合をPRしました

来ている職人さんが従事していました。3ヶ所目は安倍の宅地開発している現場の一つで、大手住販の新築現場を訪問したところ榎原支部の仲間が大工仕事をされており、安全作業と未加入者がいたらお願いしますと声掛けしました。これからも地道に声掛けをして一人でも興味を持って頂けるように頑張りたいと思います。(支部長 福嶋三泰記)

令和6年度 技術検定試験実施日程表

- 2級建築及び電気工事施工管理技術検定試験
 - 一次検定のみ(後期)インターネット申込みのみ
 - 願書販売 6月26日
 - 申込受付 6月26日～7月24日
 - 一次・二次
 - 願書販売 6月26日
 - 申込受付 7月10日～7月24日
- 2級土木施工管理技術検定
 - 願書販売 6月17日
 - 申込受付 7月3日～17日(一次検定・後期)
- 2級管工事・造園施工管理技術検定
 - 願書販売 6月24日
 - 申込受付 7月9日～23日(一次検定・後期)

※願書の購入先

- ・建築/電気施工管理は、建設業振興基金のHPで願書販売(インターネット)
- ・土木/管/造園施工管理は、全国建設研修センターのHPで願書販売。

奈良の木を使用した住宅への助成制度

奈良県では県産材利用拡大を図るため、奈良県産材又は奈良県地域認証材に加えて、奈良県産JASを使用した住宅(新築、増築、改築又はリフォーム)に対して助成をします。

(募集期間) 令和6年4月19日(金)～令和6年11月15日(金) 必着
 ※先着順
 ※募集期間内であっても予算に達した時点で受付が終了します。
 (受付窓口) 奈良県木材協同組合連合会へ持参、または郵送となります。

奈良の木を使用した住宅助成事業 (奈良県内外での住宅工事)						
募集戸数	募集戸数 143件(棟)程度					
対象住宅	一戸建ての住宅・共同住宅等の住宅部分 ※賃貸住宅は対象外					
工事	新築・増築・改築・リフォーム(分譲住宅は新築のみ)					
対象部材	(構造材) 木造軸組工法(在来工法)の構造躯体における土台・柱・間柱・梁(小屋梁を含む)・桁・胴差・大引又は構造用合板 ※間柱は県産材使用住宅助成のみ対象 (内装材) 室内の見える部分に使用する木材(床・壁・天井材・階段) ※上記以外の部材は対象外です。 (例:母屋、棟木、垂木、筋かい、火打、束、外壁など)					
補助対象者	・JAS材、地域認証材又は県産材を使用し、持家住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う事業者					
	・JAS材、地域認証材又は県産材を使用し、分譲住宅の新築を行う事業者					
	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県JAS材			
構造材	使用量	5㎡以上	使用量	5㎡以上	使用量	5㎡以上
	補助金額(一律)	10万円	補助金額(一律)	15万円	補助金額(一律)	30万円
内装材	使用量	20㎡以上	使用量	20㎡以上	使用量	20㎡以上
	補助金額(一律)	5万円	補助金額(一律)	10万円	補助金額(一律)	20万円
補助要件	・構造材の補助金申請は、上棟予定日の20日前までに ・内装材の補助金申請は、工事完了予定日の20日前までに ・両方を申請する場合は、上棟予定日の20日前までに ・書類の添付漏れがある場合は受付出来ませんので、余裕を持って提出下さい。					
注意点	・申請者は住宅の外観、内部写真等を県のパンフ、HP掲載に同意すること。 ・2×4工法の内装材は補助対象。構造材は対象外。(在来工法に限る)					

※申請書類等は奈良県奈良の木ブランド課HPでダウンロードが出来ます。
 ※問合せ先 奈良県木材協同組合連合会 TEL0744-47-4350
 奈良県県産材利用推進課 TEL0742-27-7476

求人情報版

職人さん 募集中

求人らんの見かた
 ◆職種
 ◆組合員の事業所(所属支部)
 ◆事業所所在地
 ◆募集内容・労働条件など
 ◆連絡先電話番号

◆荷揚げ・資材搬入作業の職人さん
 ◆短期アルバイト募集
 ◆中村工務店・中村健志(北葛支部) 大阪府四條畷市
 ◆新築戸建の建築現場での荷揚げ・資材搬入等作業
 ◆日給1万円、別途交通費一律2千円 ※全額日払可
 ◆勤務地 主に大阪圏内
 ◆勤務時間 8時～15時頃
 ◆勤務時間 8時～15時頃
 ◆※直行直帰(現地集合解散)
 ◆求める人材は、建築経験者優遇(未経験も可)
 ◆18歳以上体力のある男性
 ◆080-1501-1390

おこしわり
 「職人さん募集中は」、仲間どうしの情報版です。
 「正式な求人」としての賃金・労働条件などは事業所に直接お問合せください。掲載を希望される事業所は、組合本部までご連絡下さい。

組合本部の正職員を募集しています

- ◎業務内容 労災保険、中建国保の業務等
- ◎基本給 210,000円
- ◎勤務時間AM8時45分～PM5時15分まで
- ◎パソコン(ワード・エクセル対応)出来る方
- ◎普通自動車免許(AT限定可)
- ◎年齢 40歳以下の方(男性に限る)
- ◎連絡先 0744-22-5115